

令和8年度（令和7年度補正）
国産青果物安定供給体制構築事業のうち
青果物流通合理化支援の第3次公募要領

令和8年5月

農林水産省農産局

第1 総則

国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援に係る事業公募については、この要領に定めるものとします。

事業の実施に当たっては、国産青果物安定供給体制構築事業費補助金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）及び国産青果物安定供給体制構築事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）の定めによります。

第2 公募対象事業

この要領により公募を行う事業は次のとおりとします。

- (1) サプライチェーン連携強化推進事業
- (2) 流通体制合理化実証事業

第3 応募方法

第2の事業を実施しようとする者（以下「応募者」という。）は、実施要領に定める事業実施計画を作成し、期限までに提出先に提出してください。

1 申請書類の作成及び提出

申請書類は、公示の様式ファイルにより作成するものとし、別掲1のチェックシート及び別掲2の応募申請書と合わせて提出してください。

2 提出期限

公示のとおりです。

3 提出先・問合せ先

別掲3のとおりです。

なお、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とします。ただし、電子メール及びFAXによる問合せは、不可とします。

4 提出方法

郵送等（郵送及びバイク便を含む宅配便をいう。以下同じ。）又は電子メールによることとします。

(1) 郵送等により提出する場合

「国産青果物安定供給体制構築事業（青果物流通合理化支援）申請書類在中」と封筒の表に朱書きし、配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出部数は各2部とする。

(2) 電子メールにより提出する場合

別掲3の提出先・問合せ先に送付先アドレスを確認の上、本文に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載するものとします。

また、電子メール（添付ファイルを含む。）1通の最大バイト数は7メガバイト以下とします（7メガバイトを超えるときは、複数のメールに分けて送信するものとし、その際の件名は、件名（応募団体名）にその〇（〇は1から連番）を追加してください。）。

なお、電子メール受信の確認のため、メール送付後に提出先・問合せ先まで電話連絡してください。

5 その他注意事項

- (1) 提出期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とします。
- (2) 申請書類の差し替えは、原則として認めません。

- (3) 申請書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- (4) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮して取り扱うものとし、応募審査及び事業実施計画の協議以外には無断で使用しません。
- (5) 審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合があります。
- (6) 申請補助金額については、千円単位で計上することとします。
- (7) 提出された申請書類は、採択、不採択にかかわらず返却しません。

第4 事業実施主体の選定方法等

第3の応募者より提出された申請書類について、別掲4に掲げる審査基準に基づき、農林水産省農産局長が別に定めるところにより農林水産省農産局（以下「農産局」という。）に設置する選定審査委員会の審査を経て、応募者の中から予算の範囲内で補助金交付候補者を選定します。ただし、予算額を超過する申請があった際は、申請金額を調整させていただく場合がございます。

1 選定審査委員会の審査の方法及び手順

(1) 一次審査

農産局及び地方農政局等（応募者の所在地が北海道にあっては北海道農政事務所、応募者の所在地が沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、応募者の所在地がその他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局をいう。以下同じ）の品目等の事業担当部署（以下「事業担当部署」という。）は、申請書類が要件を満たしているかを確認するとともに、申請のあった取組（要件を満たしたものに限る。）を実施する場合の課題及び意見を整理して別掲4に掲げる審査基準に基づき採点を行うものとします。

(2) 二次審査

選定審査委員会の外部委員は、一次審査を通過した取組について、一次審査で使用した書類並びに事業担当部署による説明及び質疑応答を基に別掲4に掲げる審査基準に基づき採点を行うものとします。

なお、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることがあります。

2 審査結果の通知

選定審査委員会による審査の結果については、審査終了後、速やかに地方農政局長等から応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知は、補助金交付候補者の合否を連絡するものであり、補助金の交付は、別途定める必要な手続を経て正式に決定されます。

3 補助金交付候補者に選定された応募者は、選定審査委員会による指摘等を反映した申請書類を提出する場合を除き、地方農政局長等と事業実施計画の協議を行ったものとみなすものとします。

4 審査内容の非公開等

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。

なお、補助金交付候補者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する問合せには応じないものとします。

第5 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い、速やかに、交付申請書を別掲3の提出先に提出するものとします。審査後、問題がなければ地方農政局長等から交付決定通知が発出されます。

第6 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととします。

なお、国からの他の補助金について採択が決定していない段階で本事業に申請することは差し支えありません。

第7 補助金交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）に当たっては、次に留意するものとします。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めるものとします。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施するものとします。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。

2 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとします。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に交付決定者の協議を受けなければならないものとします。

なお、交付決定者が協議をした当該取得財産を処分したことによって得た

収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがあるものとします。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより著作権等が発生した場合には、その著作権は事業実施主体に帰属しますが、著作権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとします。

- (1) 本事業において得た成果物に関して著作権等の登録、出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく、当該登録、出願又は取得の状況について、報告書を作成し、地方農政局長等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該著作権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業により得られた事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の利益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果について、広く普及・啓発に努めるものとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表させることがあります。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出するものとします。

本事業の実績及び成果について、農林水産省ホームページへの掲載等による公表その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

8 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合があります。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがあります。

第8 補助事業における利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

申請書類チェックシート（国産青果物安定供給体制構築事業）

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、別掲2の応募申請書及び関係書類と併せて提出してください。

メニュー名：流通体制合理化実証事業

都道府県・市町村名：

事業実施主体区分：

事業実施主体名：

都道府県・市町村名を入力してください。

「確認内容」に記載されている事項を「確認資料の例」などから確認し、問題ない場合は

区分	確認内容	確認資料の例	チェック	確認に使用した資料（ファイル名を記載）
第1 事業実施主体				
1 共通	受益農業従事者が5名以上である。	構成員名簿など	<input type="checkbox"/>	
2 共通	事業の実施及び会計手続を適正に行える体制である。	定款及び予算書など	<input type="checkbox"/>	
第2 事業内容				
			<input type="checkbox"/>	
1 共通	出荷規格の簡素化や標準パレット導入に向けた実証の取組である。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
2 共通	事業対象品目は野菜（かんしょ、ばれいしょ除く）又は果樹である。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
3 共通	目標年度は適切である（事業終了年度の翌々年度）。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
4 補助金額	国庫補助金額は千円単位（未満切り捨て）で計上している。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
5 対象経費	補助対象外の経費が含まれていない。	見積書、カタログなど	<input type="checkbox"/>	
6 システム・機械・設備	導入するシステム・機器・設備等の規模は適切である。	事業実施計画書、規模決定根拠資料など	<input type="checkbox"/>	
7 リース契約	「リース契約の条件」の要件を満たしている（要綱に定める算定式により金額を計算、リース期間は1年以上耐用年数以内、他の補助金を受けていない等）。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
第3 成果目標・加算ポイント等				
1 成果目標	成果目標の設定は適切である。	現状値及び目標値設定根拠資料	<input type="checkbox"/>	
2 加算ポイント	加算ポイントの設定は適切である。	調査様式、事業実施計画書、確認資料	<input type="checkbox"/>	
3 クロスコンプライアンス	環境負荷低減の取組を行う。	クロスコンプライアンスチェックシート	<input type="checkbox"/>	

申請書類チェックシート（国産青果物安定供給体制構築事業）

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、別掲2の応募申請書及び関係書類と併せて提出してください。

メニュー名： サプライチェーン連携強化推進事業

都道府県・市町村名：

事業実施主体区分：

事業実施主体名：

都道府県・市町村名を入力してください。

「確認内容」に記載されている事項を「確認資料の例」などから確認し、問題ない場合は

区分	確認内容	確認資料の例	チェック	確認に使用した資料（ファイル名を記載）
第1 事業実施主体				
1 共通	受益農業従事者が5名以上である。	構成員名簿など	<input type="checkbox"/>	
2 共通	事業の実施及び会計手続を適正に行える体制である。	定款及び予算書など	<input type="checkbox"/>	
第2 事業内容				
			<input type="checkbox"/>	
1 共通	複数産地と実需者等とのデータ連携による加工・業務用野菜のサプライチェーンの連携強化に向けた取組である。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
2 共通	事業対象品目は野菜（かんしょ、ばれいしょ除く）又は果樹である。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
3 共通	目標年度は適切である（事業終了年度の翌々年度）。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
4 補助金額	国庫補助金額は千円単位（未満切り捨て）で計上している。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
5 対象経費	補助対象外の経費が含まれていない。	見積書、カタログなど	<input type="checkbox"/>	
6 システム・機械・設備	導入するシステム・機械・設備等の規模は適切である。	事業実施計画書、規模決定根拠資料など	<input type="checkbox"/>	
7 リース契約	「リース契約の条件」の要件を満たしている（要綱に定める算定式により金額を計算、リース期間は1年以上耐用年数以内、他の補助金を受けていない等）。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
第3 成果目標・加算ポイント等				
1 成果目標	成果目標の設定は適切である。	現状値及び目標値設定根拠資料	<input type="checkbox"/>	
2 加算ポイント	加算ポイントの設定は適切である。	調査様式、事業実施計画書、確認資料	<input type="checkbox"/>	
3 クロスコンプライアンス	環境負荷低減の取組を行う。	クロスコンプライアンスチェックシート	<input type="checkbox"/>	

別掲2

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者名

令和8年度（令和7年度補正）国産青果物安定供給体制構築事業（〇〇事業）への応募について

このことについて、公募要領第3に基づき関係書類を添えて応募申請します。
なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおりです。

（注）件名の「〇〇事業」には公募要領第2の事業名を記載すること。

担当者氏名：
電 話：
F A X：
メールアドレス：

別掲3

令和8年度(令和7年度補正)国産青果物安定供給体制構築事業(青果物流通合理化支援)の
公募に係る申請書類提出先及び問合せ先

都道府県	提出先・問合せ先	住所 電話番号
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 (野菜担当)	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22
		直通 011-330-8807
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)
		直通 022-221-6214
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)
		直通 048-740-1003
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
		直通 076-232-4314
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
		直通 052-223-4624
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎)
		直通 075-414-9023
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)
		直通 086-224-9413
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号(熊本地方合同庁舎)
		直通 096-300-6254
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 (野菜担当)	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館)
		直通 098-866-1653

※ メールによる提出を希望される方は、メールアドレスを提出先にお問合せください。

国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援
(サプライチェーン連携強化推進事業) の審査基準

サプライチェーン連携強化推進事業の補助金交付候補者の選定に係る審査基準について、審査項目及び採点基準は以下のとおりとする。

本審査基準に基づき申請ごとに採点(ポイント化)し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を定め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定する。ただし、事業の要件を満たす場合であっても、次の場合に該当する者は不採択とする。

- ・過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消しのある応募者(共同機関を含む。)である場合
- ・審査項目のうち加算ポイントを除く項目について、0ポイントと採点された項目がある場合

審査項目	採点基準
事業内容	事業実施計画の内容は、事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっているか。 ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
	事業実施計画全体のスケジュールは、無理がなく、実現性のあるスケジュールとなっているか。 ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
成果目標	成果目標は、事業内容に応じた適切な指標となっているか。 ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
	実証により実現しようとしているデータ連携の計画やその効果について指標を設定しており、適切な指標となっているか。 ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
実施体制	事業内容と担当する実施者の役割が明確になっており、それぞれの事業内容を適切に実施できる者が参画した体制となっているか。 ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
	事業実施主体は、事業を適切に実施することができる経理処理能力を有しているか。 ・有している = 5ポイント ・概ね有している = 3ポイント ・有していない = 0ポイント
事業費	事業内容に対して必要経費の積算が効率的かつ適正なものとなっているか。 ・適正である = 5ポイント ・概ね適正である = 3ポイント ・適正でない = 0ポイント

<p>加算ポイント</p>	<p>事業実施主体の構成員が環境負荷低減事業活動の促進に取り組んでいる又は取り組む見込みであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当する場合 = 2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどりの食料システム法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) みどりの食料システム法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。
	<p>事業実施主体の構成員がスマート農業技術活用の促進に取り組んでいる又は取り組む見込みであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下に該当する場合 = 3ポイント 事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施終了までに認定を受ける見込みがある場合。

国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援
(流通体制合理化実証事業) の審査基準

流通体制合理化実証事業の補助金交付候補者の選定に係る審査基準について、審査項目及び採点基準は以下のとおりとする。

本審査基準に基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を定め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定する。ただし、事業の要件を満たす場合であっても、次の場合に該当する者は不採択とする。

- ・過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消しのある応募者（共同機関を含む。）である場合
- ・審査項目のうち加算ポイントを除く項目について、0ポイントと採点された項目がある場合

審査項目	採点基準
事業内容	事業実施計画の内容は、事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっているか。 ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
	事業実施計画全体のスケジュールは、無理がなく、実現性のあるスケジュールとなっているか。 ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
成果目標	本事業で取り組む青果物の出荷経費が10%以上削減されること又は出荷関連作業に係る労働時間が10%以上削減されること。 ・30%以上 = 5ポイント ・25%以上 = 4ポイント ・20%以上 = 3ポイント ・15%以上 = 2ポイント ・10%以上 = 1ポイント ・10%以下 = 0ポイント
実施体制	事業内容と担当する実施者の役割が明確になっており、それぞれの事業内容を適切に実施できる者が参画した体制となっているか。 ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
	事業実施主体は、事業を適切に実施することができる経理処理能力を有しているか。 ・有している = 5ポイント ・概ね有している = 3ポイント ・有していない = 0ポイント
事業費	事業内容に対して必要経費の積算が効率的かつ適正なものとなっているか。 ・適正である = 5ポイント ・概ね適正である = 3ポイント ・適正でない = 0ポイント

<p>加算ポイント</p>	<p>事業実施主体の構成員が環境負荷低減事業活動の促進に取り組んでいる又は取り組む見込みであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当する場合 = 2ポイント <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>(ア) みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどりの食料システム法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ) みどりの食料システム法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域がみどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>
	<p>事業実施主体の構成員がスマート農業技術活用の促進に取り組んでいる又は取り組む見込みであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下に該当する場合 = 3ポイント <p>事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施終了までに認定を受ける見込みがある場合。</p>